

熊本デスティネーションキャンペーン実行委員会規約（案）

（目的）

第1条 令和8年7月1日から同年9月30日まで実施する「熊本デスティネーションキャンペーン」に向け、県内の観光に関わる団体・事業者と県、市町村が連携し、本県の豊富な観光資源を磨き上げ、国内外に集中的に情報を発信することで、誘客の拡大はもとより、持続可能な観光地づくりの推進、ひいては、地域の活性化に寄与することを目的として、熊本デスティネーションキャンペーン実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

（事業）

第2条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）観光素材の企画・開発、磨き上げに関する事業
- （2）観光素材の情報収集・発信に関する事業
- （3）各種イベントの企画・実施に関する事業
- （4）観光客の誘客促進に関する事業
- （5）観光客へのおもてなし等の受入体制の整備や充実に関する事業
- （6）その他、目的達成に必要な事業

（収支決算）

第3条 実行委員会の収支決算は、毎事業年度終了後に会長が作成し、監査を経て実行委員会の承認を得なければならない。

（事業年度）

第4条 実行委員会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（構成）

第5条 実行委員会は、行政、観光関連団体、経済団体及び第1条の目的に賛同する団体等をもって構成する。

2 委員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充てる。

（役員）

第6条 実行委員会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 若干名
- （3）監事 2名以内

(役員の仕事)

第7条 会長は、実行委員会を代表する。ただし、会務の執行に係るものについては、会長が行う。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 監事は、実行委員会の会計及び業務執行状況を監査する。

(役員を選任)

第8条 会長、副会長、監事は、総会において選任する。

(会議)

第9条 実行委員会の会議は、総会とする。

(定足数)

第10条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第11条 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

(表決委任)

第12条 やむを得ない理由のため会議に出席することのできない委員は、表決を委任することができる。この場合において、第8条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会)

第13条 総会は会長が招集し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算事業報告及び収支決算
- (3) 規約の制定及び変更規約の制定及び変更
- (4) その他重要事項その他重要事項

2 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

(事務局)

第14条 実行委員会の事務を処理するため、熊本県観光文化部観光振興課内に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長、次長、課長、事務局員を置く。
- 3 事務局長は、県観光振興課の職員をもって充てる。

(解散)

第15条 実行委員会の存続期間は、設置の日から目的達成の日までとする。

- 2 協議会が解散するときに有する残余財産の処分については、総会の承認を得て、処理するものとする。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

(附則)

- 1 この規約は、令和7年 月 日から施行する。
- 2 実行委員会の最初の事業年度は、第4条の規定にかかわらず当該規約施行の日から直近の3月31日までとする。